

【第33回2級(管理業務)学科試験】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2019年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、商標法の不使用取消審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 不使用取消審判は、指定商品が複数ある場合は、指定商品ごとに請求することができる。
- イ 不使用取消審判の審理では、専用使用権者が登録商標を指定商品に使用していれば、商標権者が登録商標を使用していなくても、その登録は取り消されない。
- ウ 不使用取消審判の審理では、商標権者が、登録商標と社会通念上同一と認められる商標を指定商品に使用していれば、取消しを免れる。
- エ 不使用取消審判の審理では、請求の対象となっている指定商品と類似する商品について商標権者が登録商標の使用をしている場合には、取消しを免れる。

問2

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 編集物は、素材、素材の選択及び配列に創作性がある場合に、著作物として保護される。
- イ 著作権者が死亡した場合において、相続人がおらず民法の規定により残余財産が国庫に帰属すべきこととなるときは、著作権は消滅する。
- ウ 共同著作物の著作権の存続期間は、著作物の公表後70年を経過するまでの間である。
- エ 翻案権を有している者は、著作物を文書又は図画として出版する者に対し、出版権を設定することができる。

問3

ア～エを比較して、意匠登録を受けられる可能性が高いものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠登録出願の5カ月前に公表された意匠
- イ 先願に係る他人の登録意匠に類似する意匠
- ウ 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠
- エ 意匠登録出願前に外国において公然知られた意匠から当業者が容易に創作できる意匠

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問4

ア～エを比較して、特許法における先願主義に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。
- イ 同一の発明について同日に二以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定められた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができる。
- ウ 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なった日にされたものであるときは、特許出願人は、実用新案登録出願人より先に出願をした場合にのみ、その発明について特許を受けることができる。
- エ 同一の発明について同日に二以上の特許出願があった場合、特許庁長官は、相当の期間を指定して、協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。

問5

ア～エを比較して、次の文章の空欄 に入る文章として、最も不適切と考えられるものはどれか。

日本国内で著作物を利用する場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。許諾が必要であるかどうかは以下のような手順に従い調べます。第1に、その著作物が日本で保護されているものかどうかを確認します。第2に、著作権が存続期間内のものであるかどうかを確認します。第3に、著作物を自由に利用できる場合であるかどうかを確認します。そして、これらに該当するかどうかを確認し、その著作物を自由に利用できない場合には、著作権者を調べ、利用の許諾を得ることが必要です。

- ア 著作物の利用には、原則として利用の許諾を得ることが必要ですが、必ずしも著作物利用許諾契約書を作成しなくても構いません。
- イ 著作物を自由に利用できる場合については、私的使用のための複製や引用など著作権法に具体的に列挙されています。
- ウ 著作権法には著作物の登録制度が設けられていますが、登録制度の利用は著作権の発生のための要件ではなく、登録の種類に応じた法的な効果を生じさせるためのものですので、登録されていない著作物にも著作権が生じ得ます。
- エ 著作物を自由に利用できる場合については、写真の撮影等の際に他人の著作物が写り込んでしまって分離することが困難であるときは、その写り込んだ著作物が創作される著作物の軽微な構成部分でなくとも、著作権者の許諾を得ることなく利用できるという規定が著作権法にあります。

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問6

ア～エを比較して、税関における手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 認定手続の開始の通知は、貨物を輸出又は輸入しようとする者に対してではなく、特許庁長官に対してされる。
- イ 特許権者は、自己の特許権を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物について、認定手続をとるよう申し立てることができる。
- ウ 貨物が「輸出又は輸入してはならない貨物」であると特許庁長官が判断した場合には、輸出入禁止の貨物に該当するか否かを認定する手続を行う。
- エ 特許権を侵害する貨物に該当すると税関長が認定したときは、裁判所の判決に基づき、当該貨物を没収できる。

問7

ア～エを比較して、特許法における補償金請求権に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

特許出願人は、 から特許権の設定登録がされるまでの期間に、特許出願に係る発明について、 した者に対して、 に相当する補償金の支払を請求することができる。この補償金の支払の請求は、特許権の設定登録後に行うことができる。

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|--|
| ア | <input type="text" value="1"/> = 特許出願 | <input type="text" value="2"/> = 侵害 | <input type="text" value="3"/> = 実施に対して受けるべき金銭の額 |
| イ | <input type="text" value="1"/> = 出願公開 | <input type="text" value="2"/> = 業として実施 | <input type="text" value="3"/> = 実施に対して受けるべき金銭の額 |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = 出願公開 | <input type="text" value="2"/> = 業として実施 | <input type="text" value="3"/> = 侵害による損害額 |
| エ | <input type="text" value="1"/> = 特許出願 | <input type="text" value="2"/> = 侵害 | <input type="text" value="3"/> = 侵害による損害額 |

問8

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者は著作物の公表の可否と公表の時期等を決定することができるが、いかなる場合であっても、公表に同意したと推定される場合はない。
- イ 著作者人格権が侵害された場合、著作者は侵害の停止を請求することができるが、侵害の予防を請求することはできない。
- ウ 著作者の意に反する改変であっても、建築物の増築、特定の電子計算機において実行できないプログラムを実行できるようにするための改変、プログラムをより効果的に実行し得るようにするための改変は、同一性保持権の侵害とならない。
- エ 二次的著作物の利用にあたって、原著作物の著作者の氏名を表示する必要はない。

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問9

ア～エを比較して、商標登録出願の手續等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。但し、国際商標登録出願は考慮しないものとする。

- ア すでに商標登録されている名称については、商標権者本人が申請を行う場合に限り、地理的表示の登録をすることができる。
- イ 商標登録出願については、指定商品のうち一部に拒絶理由がある場合には、商標登録出願を分割することはできない。
- ウ 商標登録出願については、類似する複数の商標を1つの出願にまとめて出願することができる。
- エ 商標登録を受けようとする指定商品については、他の類似する商品に補正をする場合であっても、要旨変更であるとしてその補正は認められない。

問10

ア～エを比較して、パリ条約による優先権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 日本にした特許出願に基づいて、日本以外の外国に限り、特許出願をする際にパリ条約による優先権の主張をすることができる。
- イ 日本に特許出願した後は、外国に特許出願するにあたって、パリ条約による優先権を主張しなければならない。
- ウ 一の外国出願について、パリ条約による優先権を主張する場合、日本にされた複数の特許出願を優先権の主張の基礎出願とすることができる。
- エ 日本にした特許出願に基づいて、ある国にパリ条約による優先権の主張をして特許出願した後、他の国にもパリ条約による優先権の主張をして特許出願をすることができる。

問11

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 物への固定が要件とされている著作物はない。
- イ プログラムの著作物を作成するためのプログラム言語、規約及び解法は著作権法により保護される。
- ウ 法令の翻訳物は著作物となり得る。
- エ 地図は著作物とならない。

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問12

ア～エを比較して、特許権侵害の警告を受けた際の検討事項に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

警告を受けた根拠である特許発明の の際現に において自社で独自に開発して業として実施していた製品であれば、先使用権が認められることがある。先使用権に基づいて特許発明を実施する場合、特許権者に対価を支払う 。

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|--|
| ア | <input type="text" value="1"/> = 登録 | <input type="text" value="2"/> = いずれかの国 | <input type="text" value="3"/> = 必要がある |
| イ | <input type="text" value="1"/> = 登録 | <input type="text" value="2"/> = 日本国内 | <input type="text" value="3"/> = 必要はない |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = 出願 | <input type="text" value="2"/> = いずれかの国 | <input type="text" value="3"/> = 必要がある |
| エ | <input type="text" value="1"/> = 出願 | <input type="text" value="2"/> = 日本国内 | <input type="text" value="3"/> = 必要はない |

問13

ア～エを比較して、IPランドスケープに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア IPランドスケープとは、知的財産に関する情報を活用して事業の見通しを示す業務のことである。
- イ IPランドスケープとは、自社製品が他社特許に抵触しないようにするための調査業務のことである。
- ウ IPランドスケープにおいて、株式情報やマーケット情報等の非特許情報は不要である。
- エ IPランドスケープは、主として特許出願戦略策定のためだけに必要となるものである。

問14

ア～エを比較して、実用新案法の保護対象に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

実用新案法では、保護対象を「 の形状、、又は に係る考案」に限定しており、 の考案は保護対象とならない。実用新案法では、早期に権利を付与することに重点が置かれており、 審査をせずに迅速に権利を付与している。

- | | | | | | |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ア | <input type="text" value="1"/> = 物品 | <input type="text" value="2"/> = 外観 | <input type="text" value="3"/> = 結合 | <input type="text" value="4"/> = 方法 | <input type="text" value="5"/> = 方式 |
| イ | <input type="text" value="1"/> = 物品 | <input type="text" value="2"/> = 構造 | <input type="text" value="3"/> = 組合せ | <input type="text" value="4"/> = 方法 | <input type="text" value="5"/> = 実体 |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = 物体 | <input type="text" value="2"/> = 外観 | <input type="text" value="3"/> = 結合 | <input type="text" value="4"/> = 製法 | <input type="text" value="5"/> = 方式 |
| エ | <input type="text" value="1"/> = 物体 | <input type="text" value="2"/> = 構造 | <input type="text" value="3"/> = 組合せ | <input type="text" value="4"/> = 製法 | <input type="text" value="5"/> = 実体 |

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問15

ア～エを比較して、著作権法における実演家等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 実演家の著作隣接権は、芸術的な性質を有する行為であっても、著作物を演じていないときには発生しない。
- イ 実演家とは俳優や歌手など実演を行う者をいい、指揮者や演出家を含まない。
- ウ 実演家は、意に反する改変を受けない同一性保持権を有する。
- エ 世界貿易機関（WTO）の加盟国において行われる実演は、日本の著作権法によって保護を受けることができる。

問16

ア～エを比較して、商標登録出願の審査、審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者から正当に使用許諾を受けた通常使用権者が商標を不正に使用したことで商品の品質誤認を生じている場合には、何人も不正使用取消審判を請求することができる。
- イ 商標登録出願については、出願日から6カ月以内に出願審査の請求をしないと、その出願は取り下げたものとみなされる。
- ウ 商標登録出願については、商標登録出願後に、その内容が出願公開される。
- エ 商標登録無効審判は、商標権の設定登録日から5年が経過しても、請求することができる場合がある。

問17

ア～エを比較して、契約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権に係るライセンス契約は、契約の両当事者の意思表示が合致した上で、契約書を作成しなければ成立しない。
- イ 特許権の譲渡契約において、その特許権がすでに存続期間満了で消滅している場合は、その譲渡契約は無効である。
- ウ 契約相手が契約内容を履行していない場合であっても、国家権力を用いてその契約内容を実現させることはできない。
- エ 契約の成立を回避するためには、契約書の標題を議事録としておけばよい。

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問18

ア～エを比較して、不正競争防止法に規定する不正競争行為に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠権に係る意匠が周知であれば、権利期間が満了となった後にその意匠が施された商品を販売する行為が、不正競争行為に該当する場合がある。
- イ 不正競争により営業上の信用を害された場合、損害賠償請求をすることはできるが、信用回復措置を請求することはできない。
- ウ 競争関係にある他人の取引先に対して、当該他人が実用新案権を侵害しているとの通知は、営業誹謗行為に該当する場合があるが、当該他人の製品よりも自己の製品の方が優れているという結果の比較広告を行うことは営業誹謗行為に該当する場合はない。
- エ 法人の従業者が当該法人の業務に関して不正競争行為を行った場合、罰金刑が科せられるのは当該法人のみである。

問19

ア～エを比較して、独占禁止法に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 複数の同業者が競争を避けて利益を確保することを目的として、価格や販売数量などを共同で取り決め、協定を結ぶことを「カルテル」という。
- イ 複数の特許権者が特定分野の特許について相互にライセンスしあう取決めを「パテントプール」という。
- ウ 公正取引委員会は、違反者に対し、違反行為を除く措置をとることや、課徴金を納付することを命令できる。
- エ 特許権の実施許諾契約において、実施権者に対して、特許権者よりも安価な製品の販売を禁止することは、独占禁止法で規制される行為に該当するおそれが強い。

問20

ア～エを比較して、著作権の移転等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 共有者の過半数の同意があれば、共同著作物の著作権の持分を譲渡することができる。
- イ 著作権について質権を設定することができ、質権を設定した場合であっても、著作権者は著作権を行使することができる。
- ウ 著作権の移転登録をしなければ、著作権を譲り受けたことを第三者に主張できない。
- エ 著作権者は、公表権を第三者に譲渡することができない。

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問21

ア～エを比較して、特許権の行使に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者が販売した特許発明に係る製品について、特許権者は、当該製品を購入した他人が、当該製品を使用することを差し止めることはできない。
- イ 後願の特許権に係る特許発明が、先願の特許権に係る特許発明を利用するものである場合において、先願の特許権者は、後願の特許権者の実施行為を差し止めることができる。
- ウ 特許発明が無断で実施されている製品を研究のために他人が使用する場合には、特許権者はその使用を差し止めることができる。
- エ 特許発明の構成要件の一部のみを実施する行為であっても、特許発明に係る物の生産にのみ用いる物を譲渡する場合には、特許権者はその譲渡を差し止めることができる。

問22

ア～エを比較して、著作物等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 世界貿易機関（WTO）の加盟国の国民をレコード製作者とするレコードは、日本の著作権法で保護される。
- イ 日本の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人の著作物であれば、日本の著作権法で保護される。
- ウ 日本国民でない者が、最初に国外で発行した著作物は、日本の著作権法で保護されることはない。
- エ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締約国において行われる実演は、日本の著作権法で保護される。

問23

ア～エを比較して、商標権を取得するメリットに関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権の譲渡やライセンスにより、営業外収益を確保することができる。
- イ 先に商標登録した場合、その後の他人の商標権の取得を防止することができることがある。
- ウ 商標が使用され、顧客吸引力が発揮されることにより企業や商品等の価値を向上させることができる。
- エ 指定商品及び指定役務だけでなく、これらに類似する商品や役務について、登録商標を使用する権利を専有することができる。

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問24

ア～エを比較して、特許権等の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 実用新案権に基づいて権利行使する場合、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、権利行使が認められない。
- イ 特許権者は、特許権を侵害したことにより特許権者の業務上の信用を害した者に対して、裁判所に信用回復の措置を請求することができる。
- ウ 特許発明の技術的範囲に属する製品を使用する行為が特許権の侵害とされる場合がある。
- エ 特許権に基づいて損害賠償請求する場合、特許権者は相手方の侵害行為が故意又は過失でされたことを立証しなければならない。

問25

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願についての国際調査に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

国際調査の対象は、 国際出願である。国際調査は、各国における通常の実体審査とは異なり、 を目的とする。国際調査報告は、。なお、わが国の場合は、上記の国際調査報告とともに、発明の特許性に関する審査官の見解である も作成される。

- ア = 国際調査の請求がなされた
 = 関連のある先行技術を発見すること
 = 出願人に送付され、国際公開されない
 = 国際予備審査見解書
- イ = すべての
 = 特許性があるか否かを審査すること
 = 指定官庁に送付され、国際公開されない
 = 国際調査報告書
- ウ = 国際調査の請求がなされた
 = 特許性があるか否かを審査すること
 = 国際出願の優先日から18カ月を経過した後に速やかに国際公開される
 = 国際予備審査見解書
- エ = すべての
 = 関連のある先行技術を発見すること
 = 国際出願の優先日から18カ月を経過した後に速やかに国際公開される
 = 国際調査見解書

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問26

ア～エを比較して、弁理士又は特許業務法人の独占業務に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関する特許庁における手続の代理
- イ 特許原簿への登録の申請手続の代理
- ウ 特許権の移転登録申請手続の代理
- エ 実用新案登録の既納の登録料の特許庁における返還の請求手続の代理

問27

ア～エを比較して、映画の著作物に関する次の文章の空欄 1 ～ 3 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

映画の著作物の著作権は、映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者であるが、著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作への 1 を約束している場合、 2 は 3 に帰属する。

- | | | | |
|---|--------|------------|-----------|
| ア | 1 = 出資 | 2 = 著作権 | 3 = 映画監督 |
| イ | 1 = 参加 | 2 = 著作者人格権 | 3 = 映画監督 |
| ウ | 1 = 出資 | 2 = 著作者人格権 | 3 = 映画製作者 |
| エ | 1 = 参加 | 2 = 著作権 | 3 = 映画製作者 |

問28

ア～エを比較して、日本語でした特許出願に係る特許請求の範囲、明細書の補正に関して、最も 不適切 と考えられるものはどれか。

- ア 補正が認められると、補正をした内容は手続補正書を提出した時から効力を生じる。
- イ 最後の拒絶理由の通知がされた後でも、特許請求の範囲以外の書類について補正をすることができる。
- ウ 願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されていない事項を追加する補正をした特許出願が特許されている場合には、そのことを理由として特許無効審判の請求をすることができる。
- エ 最後の拒絶理由の通知がされた後は、特許請求の範囲については請求項の削除等、特定の目的の補正しかすることができない。

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問29

ア～エを比較して、特許無効審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許無効審判の無効審決に対して、特許権者は不服を申し立てることができる。
- イ 特許無効審判は、特許権が消滅した後であっても請求することができる。
- ウ 特許無効審判は、利害関係人でなくても請求することができる。
- エ 特許無効審判の無効審決が確定しても、当該特許権は始めから存在しなかったものとみなされない場合がある。

問30

ア～エを比較して、商標権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 指定商品が複数あるときに、指定商品ごとに複数に分割して、商標権を移転することはできない。
- イ 商標権者は、自己の商標権に係る指定商品について登録商標に類似する商標を独占的に使用する権利を有する。
- ウ 商標権の効力は、他人が商品の品質を普通に用いられる方法で表示する商標には及ばない。
- エ 商標権者は、その商標権の全範囲について通常使用権を設定した場合、その設定した範囲について登録商標を使用することができない。

問31

ア～エを比較して、著作権の譲渡に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

著作権者は、著作権の全部又は一部を譲渡することができるが、 において が譲渡の目的として されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと 。

- | | | |
|---|--|--|
| ア | <input type="text" value="1"/> = 譲渡の登録 | <input type="text" value="2"/> = 複製権 |
| | <input type="text" value="3"/> = 明記 | <input type="text" value="4"/> = 推定される |
| イ | <input type="text" value="1"/> = 譲渡契約 | <input type="text" value="2"/> = 複製権 |
| | <input type="text" value="3"/> = 特掲 | <input type="text" value="4"/> = みなされる |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = 譲渡の登録 | <input type="text" value="2"/> = 二次的著作物の創作権と二次的著作物の利用権 |
| | <input type="text" value="3"/> = 明記 | <input type="text" value="4"/> = みなされる |
| エ | <input type="text" value="1"/> = 譲渡契約 | <input type="text" value="2"/> = 二次的著作物の創作権と二次的著作物の利用権 |
| | <input type="text" value="3"/> = 特掲 | <input type="text" value="4"/> = 推定される |

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問32

ア～エを比較して、他人の特許出願又は特許に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 他人の特許に対して、訂正審判を請求することはできない。
- イ 他人の特許出願に対して、出願公開の請求をすることはできない。
- ウ 他人の特許に対して、特許異議の申立てをすることにより特許を取り消すことができる。
- エ 他人の特許出願に対して、その特許出願に係る発明と同一の発明が記載された先行文献を情報提供することはできない。

問33

ア～エを比較して、調査に必要な検索手法に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商品の類似群とは、互いに類似関係にある商品を1つのグループにまとめたものである。
- イ すでに公開されている図形商標については、「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」で検索することができる。
- ウ Fタームとは、国際的に統一され使用されている特許分類である。
- エ Dタームとは、日本意匠分類をさらに細分化したもの、又は物品の分野を超えた横断的な調査を可能とするものである。

問34

ア～エを比較して、特許権に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

特許権は、 発生する。小規模企業については、特許権の発生のために必要な特許料について に軽減されることがある。発生した特許権を維持するには、第4年目以後の各年分の特許料を に支払う必要がある。また、第11年目以後の特許料の支払について 。

- ア = 設定の登録により = 3分の1 = 前年以前
 = 減免も猶予もされない
- イ = 特許をすべき旨の査定により = 3分の1 = 当該年度中
 = 減免も猶予もされない
- ウ = 設定の登録により = 2分の1 = 当該年度中
 = 追納期間はない
- エ = 特許をすべき旨の査定により = 2分の1 = 前年以前
 = 追納期間はない

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問35

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 同一企業内で転籍前の職務に属する発明を、転籍後の部署で完成させた場合でも、職務発明に該当する。
- イ 法人の役員が、職務に属する発明をした場合、当該発明の発明者はその法人となる場合がある。
- ウ 職務に属する発明であれば、発明すること自体が職務でない者がした発明でも職務発明に該当する場合がある。
- エ 従業者等が職務発明を完成させたときから、その特許を受ける権利が会社に帰属する場合がある。

問36

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 譲渡権は、譲渡権を有する者により特定かつ少数の者に著作物の原作品又は複製物が譲渡された場合でも、行使することができる。
- イ 放送事業者及び有線放送事業者は送信可能化権を有する。
- ウ 著作者が亡くなった後に未公表の著作物を公表しようとする者に対して、著作者の遺族は差止請求をすることはできない。
- エ プログラムの著作物の違法複製物を業務上電子計算機で使用する行為は、当該違法複製物の使用を始めた後に、違法複製物であることを知った場合でも、著作権侵害となる。

問37

ア～エを比較して、特許制度と品種登録制度に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許制度と品種登録制度とは、試験又は研究を目的とした実施又は利用に対しては排他的な権利が及ばない点で共通する。
- イ 品種登録の要件の1つとして、特許要件と同様に、進歩性を有することが必要とされる。
- ウ 特許制度は、発明という技術的思想の創作を保護対象とするのに対し、品種登録制度は、植物の新品種という植物体の集合を保護対象とする点で相違する。
- エ 特許権の存続期間の終期は、出願の日から起算するのに対し、育成者権の存続期間の終期は、登録の日から起算する点で相違する。

【第33回2級(管理業務)学科試験】

問38

ア～エを比較して、商標登録を受けられる可能性が高いものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 指定役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- イ 自己の氏名のみからなる商標
- ウ 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
- エ 指定役務について慣用されている商標

問39

ア～エを比較して、特許法には規定されているが、意匠法には規定されていない制度、権利として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 無効審判
- イ 通常実施権
- ウ 出願公開
- エ 先使用权

問40

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 絵画、版画、彫刻は美術の著作物に含まれるが、美術工芸品は美術の著作物に含まれない。
- イ プログラムの著作物の複製物の所有者は、著作権者の許諾を得なくても、第三者が電子計算機で当該プログラムの著作物を利用するために必要と認められる限度において翻案することができる。
- ウ レコード製作者には、レコードの複製物を譲渡により公衆に提供する権利は認められていない。
- エ 美術の著作物の原作品の所有者であっても、著作権者の許諾を得ずに当該原作品を一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置することができない場合がある。

【第33回知的財産管理技能検定】

【2級学科】

番号	正解
問1	エ
問2	イ
問3	ア
問4	イ
問5	エ
問6	イ
問7	イ
問8	ウ
問9	エ
問10	イ
問11	ウ
問12	エ
問13	ア
問14	イ
問15	エ
問16	イ
問17	イ
問18	ア
問19	イ
問20	ア
問21	ウ
問22	ウ
問23	エ
問24	エ
問25	エ
問26	ア
問27	エ
問28	ア
問29	ウ
問30	ウ
問31	エ
問32	エ
問33	ウ
問34	ア
問35	イ
問36	イ
問37	イ
問38	イ
問39	ウ
問40	エ